JRTU

信頼・団結・前進

＝新たな時代にさらなる挑戦＝

くまもと

発行　九州旅客鉄道労働組合
熊本地方本部

熊本市中央区南熊本3丁目14番1号
電話　NTT　096 - 373 - 8911
JR　094 - 2345

発行責任者　濵 田 享 二
編集責任者　井 手 正 成
教育広報部

全国安全週間は、1928年に初めて実施、「人命尊重」の基本理念を掲げ、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられてきました。

労働災害は、この間の労使の努力で長期的に減少していますが、サービス業などの第三次産業は増加傾向にあり、更なる取り組みが求められています。

第93回全国安全週間（7月1～7日）

エイジフレンドリー職場へ！

みんなで改善　リスクの低減

また、健康寿命の延伸で高年齢労働者が職場でより活躍するようになり、安心して安全に働くことができる職場環境づくりは重要な課題です。厚生労働省は「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」を策定し、実施可能な労災防止対策を積極的に取り組むよう、事業者に求めています。

全国安全週間を契機に、私たちが働く職場の安全について、今一度振り返りましょう。

労働基準法第36条に基づく時間外労働等に関する協定（36協定）

7月1日から1年間締結

熊本地本は、5月11日に申7号を支社に申し入れ、36協定締結にむけた団体交渉を行ってきました。新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中で厳しい交渉を迫られたものの、支社から一定の回答を引き出し、6月26日に協定を締結しています。

36協定は、労働者の過半数を代表する者が使用者との間で協定を締結することによって、協定の定める範囲内で1日8時間・週40時間を超えて時間外労働が可能になるものです。

熊本地本では、6月9日に団体交渉を開催しました。時間外労働削減は労使共通の課題ですが、一部の系統・職種で特定の社員への偏りが指摘されています。また、労基法第33条に基づく災害時の時間外労働等（以下、33発動）は法の趣旨から厳格に運用すべきであり、出向者の労働時間管理は出向元である会社が責任を持って対応するよう主張してきました。

交渉では、①施設・電気系統における時間外労働削減の取り組み、②出向者の労働時間が出向先基準であることを確認し、妥結を判断しました。また、33発動は労基法の趣旨を踏まえて厳格に取り扱うことを改めて主張しています。

今後、36協定の遵守はもちろんですが、適切な労働時間管理が重要です。熊本地本は、協定の着実な履行と時間外労働の削減にむけた会社の努力も引き続き求めていきます。

豊肥本線　運転再開等に合意

肥後大津駅ホームから阿蘇方面を望む

安全・防災や業務体制で協議

熊本地本は、4月15日に豊肥本線肥後大津・阿蘇間の災害復旧に伴う運転再開等の概要提案、5月15日に要員等を含む詳細提案を受け、この間に申8・10号を支社へ申し入れて、再開にむけた諸課題について協議してきました。

阿蘇地域にとって念願の運転再開ですが、申8・10号では再開後の安全確保や防災のあり方、駅の体制や営業時間、車掌・運転士の業務体制等について解明を求めてきたところです。

支社からは雨量や地震による規制値の考え方をはじめ、落葉時期の空転対策でレール研磨を定期的に実施するとの回答を引き出しました。また、阿蘇・宮地両駅を有人とするほか、運転士・車掌の乗務に対する考え方も確認しています。

実施後の課題解決も取り組む

これらの協議経過を地本執行委員会及び分会代表者会議に報告し、出席者より概ね賛同が得られたことから、6月26日に支社との間で合意を図っています。

運転再開等にむけた協議は合意に達したものの、問題が発生した時には地本として速やかに対応していきます。同時に実施後の問題点や課題等は、これまで通りに一定期間経過後、検証並びに整理にも取り組んでいくこととします。

地本第29回定期大会

日時　2020年8月2日(日)　10時開会

場所　ネストホテル熊本　2階「あそ」

※　新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、規模を縮小して開催します。また、傍聴については極力お控え下さいますようお願い致します。